

社会福祉法人三栄福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三栄福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の評議員の報酬は、第8条の規定にかかわらず、これを支給しない。
当法人の役員の報酬は、これを支給しない。

(費用の弁償)

第3条 役員等が、その職務のために要する費用は、別表に定める額により支給する。

前項の規定にかかわらず、給与規定による職員給与を受ける者で通勤手当を受ける者にはこれを支給しない。

交通費の実費が、前項の費用弁償の額を超える場合においては、超過した額を支給することができる。

前項の場合において、自家用車を利用した場合には、路程に応じた車賃を支給するものとし、次の各号により算定した路程に対し、単価23円を乗じて得た額を支給する。

(1) 車賃は全路程を通算して計算する。

(2) 前号により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 計算の結果に100円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てる。

やむを得ず有料道路を使用しなければならない場合は、有料道路使用の実費額を支給することができる。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

別表（役員等の費用弁償）

区 分	会議等への出席1回当たり
評議員	2,000円
理事	2,000円
監事	2,000円

附 則

この規程は、平成29年9月16日から施行する